

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

企業価値の継続的な増大・最大化をめざして、経営執行の透明性の確保と経営の健全性を担保できるよう、経営体制及び内部統制システムを整備し、必要な施策を実施していくことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

当社は、取締役会と監査等委員会の会社法における枠組みの中で、「経営に専念する人(取締役)」と「業務執行に専念する人(執行役員)」の役割分担を明確にするため、執行役員制度を導入しております。すなわち、取締役会の経営に係わる意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会には会社の重要な方針を決定する機能を持たせ、その決定に基づく迅速な業務執行を執行役員会が担当する体制であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[補充原則1-2-4]

当社は、当社の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要であると認識しております。

そのため当社では、会社概要、決算短信等の英訳を当社ウェブサイトにて公開しており、今後、海外投資家の比率に応じて招集通知の英訳及び議決権の電子行使(議決権電子行使プラットフォームに参加するなど)などの導入に取り組んでまいります。

(英語版ウェブサイト)https://www.densan-s.co.jp/dsk_en/index.html

[補充原則1-2-5]

当社は、株主総会における議決権の行使を株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。

ただし、事前に株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合、株主総会への入場と傍聴を認めることとしています。

今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドライン等の検討・整備に努めてまいります。

[原則1-4]

< 政策保有株式に関する方針について >

当社は、取引先との総合的な取引関係の維持・強化および当社の中長期的な企業価値の向上を図る目的として株式の保有が必要とされる場合に、限定的に政策保有株式を保有します。

この政策保有株式の保有の妥当性については、毎年、取締役会で中長期的な経済合理性等を検証し、保有の妥当性が認められない場合には、保有先企業の理解を得ながら縮減に努めます。

< 政策保有株式の議決権行使基準について >

当社は、政策保有株式の議決権行使に係わる具体的な基準は設けておりません。発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、当社の持続的成長と経営戦略の実現に資するものであるかを個別に精査し、議案への賛否を判断します。

[補充原則4-11-3]

取締役会は、毎年、各取締役の「取締役職務執行確認書」により自己評価を行い、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。また取締役会では、法令・定款に定められる事項及び業務執行等が適宜報告され決定しております。社外取締役(監査等委員2名)は、事務局(総務部)より決議事項及び報告事項の資料等を事前に受け取り、議案等について事前に検討し、確認すべき事項については事前に事務局へ説明を求め、取締役会において積極的に意見を述べることで、業務執行に反映されております。

また、監査等委員である取締役は取締役会に付議される議案について事前に検討し、必要に応じて取締役、関係者から事前に説明を受け、問題点を把握し、取締役会において、法令・定款への適合性及びリスク管理の観点から積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議及び業務執行に反映される体制としております。

なお、取締役会全体の実効性についての概要を開示することについては、今後検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-7]

当社は、役職員や主要株主等との関連当事者間の取引を行う場合、監査等委員会が利益相反取引に該当する否かをその規模や重要性に応じて、財務・会計・法務等の観点から事前審査する仕組みを整備し、また、取締役会において該当する役員を特別利害関係者として当該決議の定足数から除外した上で、十分に審議し決議しております。

また、当社は特別利害関係者との取引に注力を行うため、経営に参加している事業部長職以上の役職員、グループ会社の経営者層等に係る特別利害関係者を毎年定期的に把握し、不当な取引が発生しないよう監視しております。

また、当社は取締役役に課せられた競業禁止義務を果たすため、自己または第三者のために競業関係にある会社に就職したり、競業関係にある事業を行なうことを禁止し、取締役が当該行為を行う場合、取締役会の承認を得ることを義務付けております。

[原則2-6]

当社は、自らが運用を行う企業年金制度を設けておらず、今後、導入の予定もありません。

[原則3-1]

当社は、以下の事項について主体的な情報発信を行っております。

()経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、「新しい価値の創造」により、顧客に感動を、社員に夢を、株主に満足をもたらす経営を目指すことを経営理念としております。この考えを確実に実践していくため、経営戦略や中期経営計画を策定し、当社ウェブサイト、決算説明資料等において、企業理念(経営理念)、中期経営計

画を掲載しております。

(企業理念)<https://www.densan-s.co.jp/company/philosophy.html>
(中期経営計画)<https://www.densan-s.co.jp/ir/individual/strategy.html>

()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針については、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」及び有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

()取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬を決定するに当たっての方針については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「インセンティブ関係」「取締役報酬関係」をご参照ください。

()取締役の選解任に関する方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く)並びに監査等委員である取締役の選解任は、社外取締役を過半数以上とする委員で構成された取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受け、社内の役員規程の選任基準及び社外取締役選任基準に基づき、法定の資格要件を満たし、人格見識ともに優れ、その職責を全うすることのできる候補者の中から、取締役会にて審議、決議され、株主総会の決議により選任されます。

一方、取締役として不正あるいは背任に疑わしい行為があったとき、又は適格性がないと認められる場合、並びに会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当する場合には、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会の審議、決議により解任を決定いたします。

()取締役の選解任に当たっての個々の説明

取締役(監査等委員である取締役を除く)並びに監査等委員である取締役各位の選解任にあたっての説明については、当社のウェブサイトに掲載しております「株主総会招集ご通知」をご参照ください。

(招集通知)<https://www.densan-s.co.jp/ir/meeting1.html>

[補充原則4-1-1]

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に分離する方針のもと、取締役会は、経営の意思決定・監督機能として法令及び定款で定めるもののほか、取締役会に付議(決議)すべき事項を「取締役会規程」において定めております。また執行役員会は取締役会の決定に基づき委任を受けた業務執行機能(執行役員会規程、稟議規程等の定めに従い)を迅速に果たす体制としております。

本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」も合わせてご参照ください。

[原則4-9]

当社の「社外取締役の独立性に関する判断基準」につきましては、本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「その他独立役員に関する事項」に記載しております。

[補充原則4-11-1]

取締役の選任に関する方針・手続については、社外取締役を過半数以上とする委員で構成された取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受け、社内の役員規程の選任基準及び社外役員選任基準に基づき、法定の資格要件を満たし、人格見識ともに優れ、その職責を全うすることのできる候補者の中から、取締役会にて審議、決議され株主総会の決議により選任されます。

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を確保するため、各事業や喫緊の課題に精通した社内取締役と、企業経営者や有識者などから専門性を有した経験・見識・専門性を考慮して社外取締役を選任しております。

また、経営の意思決定を迅速かつ効率的なものにするため、取締役(監査等委員である取締役を除く)は10名以内、監査等委員である取締役を5名以内とすることを定款に定めております。

[補充原則4-11-2]

取締役(社外取締役を除く)の他の会社役員の兼任については、法令上の適切性を確認することに加え、兼任先の事業内容等を考慮の上、決定することとしております。兼任状況については、「定時株主総会招集ご通知」の参考書類(候補者の場合)や事業報告(4. 会社役員に関する事項)等において毎年開示しております。当社のウェブサイトに掲載しております「株主総会招集ご通知」をご参照ください。なお、社外取締役を含む全員は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。

(招集通知)<https://www.densan-s.co.jp/ir/meeting1.html>

[補充原則4-14-2]

当社は、取締役をはじめとする執行役員、事業部長及び部長職などの管理監督者等の出席のもと幹部研修会を毎年2回開催しており、取締役が業務執行取締役等から事業概要の説明を受け、当社に関する情報の収集及び知識の習得が得られるよう支援しております。

また、取締役・監査等委員などによる上級管理者研修を定期的に実施し、マネジメント戦略、業務の実行力の学習、戦略的意思決定手法の理解を進めることとしております。更に、各取締役・監査等委員が職務執行に必要な知識、能力を高めるための自己啓発となる社外研修・講習会等に参加することで、それぞれの役割及び責務について理解を深めるための支援を行っております。

[原則5-1]

当社は、株主に経営方針や事業活動を正しく理解していただき、建設的な対話を促進するため、個人投資家及びアナリスト・機関投資家向けに決算説明会や会社説明会等を年数回実施することとしております。なお、株主との対話に際しては、インサイダー取引防止を目的とした社内規程「内部者取引管理規程」に基づき、情報管理に努めております。

この活動は代表取締役自らによる説明であり、IR事務局を総務部に設置しております。

また、IR活動として会社の重要事項の適時開示に加え、ニュース・リリース等により会社の活動状況を逐次開示するなど、企業情報を正確に分かりやすく、公平かつ迅速に発信することに努めております。

活動状況については、本報告書の「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の「2. IRに関する活動状況」をご参照ください。

(決算発表動画)<https://www.densan-s.co.jp/ir/library.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヒロタ株式会社	890,100	9.09
電算システム従業員持株会	727,883	7.43
株式会社十六銀行	441,900	4.51

株式会社大垣共立銀行	424,900	4.34
宮地 正直	416,370	4.25
岐阜信用金庫	359,900	3.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	259,400	2.65
株式会社トーカイ	257,180	2.62
TIS株式会社	200,000	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	150,700	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、自己株式254,901株(2.53%)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
富坂 博	他の会社の出身者													
野田 勇司	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富坂 博				長年弁護士として東京を拠点に活動され、専門的な知見及び豊富な経験を有されており、特に企業法務にも精通され当社の経営について大所高所から意見をいただくとともに、客観的な立場から、取締役会の意思決定機能や監督機能に実効的な助言が期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

野田 勇司				長年公認会計士として名古屋を拠点に企業の会計監査に従事され、特に企業会計に関する高度な知識と豊富な経験を有されております。同氏の知見、経験に基づき、当社の事業活動の公平、公正な決定及び経営の健全性確保に対し、有益な助言並びに経営の監督をしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
-------	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は配置していません。当社では、常勤監査等委員と内部監査部門が密に連携して適宜支援にあたる体制としており、監査等委員会監査及び内部監査双方の充実化を図っております。内部監査部門は、状況に応じて都度、監査等委員会の職務の補助的な役割を果たし、効率化及び実効性の向上に寄与しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人である「有限責任監査法人 トーマツ」から監査計画、四半期レビュー報告及び期末監査報告等を受けるとともに、適宜意見交換を実施しております。また、内部監査部門が監査等の結果把握された問題点等について、改善・是正指示を交付し、改善策を入手し、またその当該問題点や改善策を常勤監査等委員に直接報告をするなどして、連携の充実強化に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選任された取締役で構成され、社外取締役を過半数以上とする3名の委員で構成されており、委員長は独立社外取締役が努めております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて以下の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- イ 取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- ロ 代表取締役の選定・解職に関する事項
- ハ 役付取締役の選定・解職に関する事項
- ニ 取締役の報酬等に関する事項
- ホ 後継者計画(育成を含む)に関する事項
- ヘ その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

取締役会は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を、会社法に定める社外取締役の範囲、並びに当社が定める「社外取締役選任基準」により社外取締役を選任しており、独立社外取締役の選定基準は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議することで独立社外取締役を選定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動型報酬制度は、株主総会で決議済みの取締役の報酬等の上限額の範囲内で、その職務執行の対価として、月額定額報酬と当期の成果としての利益に対応する報酬を各取締役を支給するものであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

特に記載事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1) 2019年12月期の取締役に支払った役員区分ごとの報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く。)(社外取締役を除く。) 226,907千円
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。) 13,802千円
社外役員 8,400千円
- (2) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項
当社の取締役の報酬については、月額定額報酬と業績連動報酬で構成されており、それぞれの報酬ごとの決定に関する方針等は以下のとおりです。
- a. 月額定額報酬
月額定額報酬は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において審議、答申され取締役会にて決定されます。月額定額報酬については、各役員の役位や担当領域の規模・グループ経営への影響の大きさなど、各役員が担う役割・責務等に応じて定められた金額の支給しております。
なお、役員につきましては、2020年3月25日開催の第53期定時株主総会後の取締役会にて、承認見込みの役位に基づいております。
- b. 業績連動報酬
当社は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議、答申を受け、2020年1月31日開催の取締役会において、第54期の当社取締役(会社法第363条第1項各号に掲げる取締役。ただし、非業務執行取締役を除く。)に対して、業績連動報酬に該当する報酬を採用することを承認いたしました。株主総会で決議済みの取締役の報酬等の上限額の範囲内で、その職務執行の対価として、月額定額報酬と当期の成果としての利益に対応する報酬(法人税法第34条第1項第3号に定める業績連動報酬)を支給いたします。なお、業績連動報酬の算定方法は、次のとおりであり、その算定方法について監査等委員会が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。
- イ 業績に関する指標は、第54期連結損益計算書の経常利益について、当該業績連動報酬及び従業員賞与を控除する前の金額(以下、「控除前連結経常利益」という。)を基礎として、その達成に応じ個人の役位別に業績連動給与を算定します。
- ロ 当社の取締役に対する業績連動報酬の計算方法は、次のとおりとします。
控除前連結経常利益が20億円未満の場合
.....支給しない。

控除前連結経常利益が20億円以上の場合

.....控除前連結経常利益 × 1.65% (壹拾萬円未満切捨て)

なお、業績連動報酬に下記cの上限支給額を設け、打切りといたします。

ハ 各取締役への配分額は業績連動報酬に役位に応じた係数を乗じたものとし、また、各取締役の配分上限金額を取り決めております。

ニ 2020年3月25日開催の第53期定時株主総会後の取締役会で決議した役位をもって算定し、第54期末において職務を執行している取締役に対し支給いたします。

(3) 連結報酬等の総額が1億円以上の役員の報酬等

該当事項はありません。

(4) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者

当社の役員報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの期待に応えるよう役員が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社グループの価値の増大に資するものとし、報酬については、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できる金額水準と設計しております。

取締役の報酬等の決定に関する手続きの透明性、客観性及び合理性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。取締役会は、同委員会の答申に基づき、取締役の報酬に関する方針、取締役の個別報酬等を決定します。

(5) 役員の報酬等に関する株主総会決議

当社の取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第49期定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、その範囲内で、経済環境、業界動向及び業績を助案し、各取締役(監査等委員であるものを除く)が担当する職務の質及び量に応じてその報酬額を取締役会で決めております。また、監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年3月25日開催の第49期定時株主総会において年額30百万円以内と決議されており、その範囲内で各監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役にかかる事務局は、総務部が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会と監査等委員会の会社法における枠組みの中で、「経営に専念する人(取締役)」と「業務執行に専念する人(執行役員)」の役割分担を明確にするため、執行役員制度を導入しております。すなわち、取締役会の経営に係わる意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会には会社の重要な方針を決定する機能をもたせ、その決定に基づく迅速な業務執行を執行役員会が担当する体制であります。

a. 取締役会

取締役会は、監査等委員である社外取締役2名を含む取締役13名によって構成され、監査等委員が取締役会を監査・監督することで、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

取締役会は、原則3ヵ月以内に1回以上の開催としており、経営上の基本方針及び重要事項並びにその他法令及び定款に定められた事項を決議しております。

b. 執行役員会

執行役員会は、取締役を兼任している執行役員10名と雇用契約による執行役員8名で構成され、原則毎月1回の開催と定めており、取締役会で決議された経営方針に基づき、業務執行に関する重要事項の決議を行い、迅速な業務執行の推進を図るとともに、必要に応じて取締役会に報告を行います。なお、執行役員は、取締役会により選任され、業務執行責任を明確にするため、任期は1年であります。

c. 本部長会議

本部長会議は、会長・社長及び本部長(5名)で構成され、原則四半期決算月の翌月以外を開催月とし、執行役員会開催日に開催することと定めており、執行役員会で決議された業務執行の方針に基づき、事業推進部門が具体的な業務執行に関する協議を行い、迅速な業務推進を図るとともに、必要に応じて執行役員会に報告を行います。

e. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、経営管理体制の透明性と公正性を確保するため、弁護士及び公認会計士を選任し専門的視点からの監査・監督機能の強化を図っております。

監査等委員会は、原則3ヵ月以内に1回以上開催されております。監査等委員は取締役会において、取締役の職務の執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査・監督できる体制をとっております。

f. 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選任された取締役で構成され、社外取締役を過半数以上とする3名の委員で構成されており、委員長は独立社外取締役が努めております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて以下の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- イ 取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- ロ 代表取締役の選定・解職に関する事項
- ハ 役付取締役の選定・解職に関する事項
- ニ 取締役の報酬等に関する事項
- ホ 後継者計画(育成を含む)に関する事項
- ヘ その他経営上の重要事項で、取締役が必要と認めた事項

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、経営執行の透明性の確保と経営の効率化及び健全性を高めるため、社外取締役を2名選任し、社外監査の視点を入れ、取締役の職務の執行を監査・監督する体制としております。今後も、ガバナンス体制の向上を、経営の課題として継続検討を行ってまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を極力回避して設定する方針であります。(2018年は3月27日に開催、2019年は3月26日に開催、2020年は3月25日に開催)
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使
その他	ホームページへの招集通知及び決議通知の掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	各証券取引所主催のセミナーやイベント等に参加し、年1～2回程度、個人投資家向けの説明会を実施しております。社長自らのプレゼンテーションに加え、情報開示責任者も参加しており、迅速な質疑応答に努めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に証券会社やIR支援会社の協力により、アナリスト・機関投資家向けに年2回、決算説明会を実施しております。また、個別説明会も随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報として適時開示資料に加え、有価証券報告書・事業報告書等を開示するほか、IRニュース・リリース等においてプレスリリースやIR関連資料も開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部：部長 後藤 直子	
その他	個人投資家向けサイトの開設や社内報INNOVATIONの定期配布	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重を規程するものとして、当社ホームページにおいて、当社の企業理念や役職員行動規範を開示し、経営者、役員及び社員は日々これを遵守しながら社会的責任を果たすべく行動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・投資家をはじめとしたステークホルダーの皆さまへ適時・適切かつ公平な情報を提供し、透明性を確保する観点から、金融商品取引法等の各種法令等を遵守し、重要な会社情報等を迅速に公開するとともに当社を理解していただくために有効な情報についても積極的な開示に努めることとしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

< 内部統制システムに関する基本的な考え方 >

当社グループは、行動原理・原則において、「新しい価値の創造により、顧客に感動を、社員に夢を、株主に満足をもたらす経営」を目標とし、お客様、従業員、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、地域社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことが、「当社の果たすべき使命と存在意義である」と宣言しております。

また、企業価値の増大・最大化をコーポレート・ガバナンスの基本目標とし、経営執行の透明性の確保と経営の健全性を維持することが、「当社の果たすべき使命と存在意義」の実現につながるものと認識し、当社にふさわしい経営体制の整備・構築、運用を目指しております。

さらに、運用上発見された要改善事項については随時是正するよう迅速な対応に当たるとともに、組織や、組織を取巻く環境の変化に対応して社内統制システム及び社内規程等の継続的な見直し・改善に努めております。

< 内部統制システムの整備状況 >

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 法令遵守については、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程、役員行動規範、業務等に関する内部情報管理規程を制定し、コンプライアンスの基本方針を定め、定期的に法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- b. 報告・相談方法についても規定し、取締役及び使用人の法令違反につき通報出来る体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングするようにしております。
- c. 役員規程において、取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告することと規定し、相互牽制機能の実効性を担保しております

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に係る情報の保存、管理について、文書管理規程等の社内規程を定め、情報の記録管理体制を整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 事業の推進に伴うリスクについては、「リスク管理規程」に基づき当社及び関係会社全体のリスクを網羅的に把握・管理するとともに、執行役員会・事業戦略会議等での審議・検討による意思決定、予算・実績比較によるコントロール、与信管理制度及び稟議制度の導入、内部監査、法令遵守通報制度、財務報告の信頼性確保に関する諸規程の導入などにより、継続的に監視しております。
- b. 情報漏洩、破壊、滅失及びプライバシー保護などのリスクについては、ISO/IEC 27001の取得、プライバシーマークの取得に基づく技術的・物理的な管理システムの構築及び個人情報保護リスクマネジメント規程、情報セキュリティマネジメント規程、緊急事態対応手順規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図っております。また、取締役及び使用人並びに当社内業務者のリスク関連規程、ガイドライン等の遵守状況を内外の第三者が点検、評価する体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 効率的な職務執行のため、取締役会付議基準、決裁権限基準等により意思決定権限を明確化しております。
- b. 重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項は、迅速化・効率化を図るため、執行役員会にて十分協議したうえで取締役会に付議いたします。
- c. 子会社に対し、当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 関係会社については、自律経営を原則としたうえで、関係会社管理規程を制定し、業務の適正を確保しております。
- b. 関係会社管理規程に則り、連結子会社との役員の兼任又は役員派遣もしくは子会社担当執行役員及び担当部署への速やかな報告、承認を通じ、連結子会社の重要な組織、経営(経理・業務・財務状況)等を管理、監督しております。
- c. 内部監査部門による定期的な監査により実施状況を確認しております。

(6) 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- a. 監査等委員が、取締役会、執行役員会等の会議において報告を受け、本部長会議、事業戦略会議等へは常勤監査等委員が出席して社外取締役である監査等委員へ報告を行い、また必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会への説明、報告を行うこととしております。
- b. 子会社の取締役・監査役及び従業員(以下「子会社の役職員」という。)から報告を受けた者は、監査等委員会に報告する必要があると判断した事項について、直接又は間接的に監査等委員会に報告する体制を整備しております。
- c. 内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を規程に定め、その旨を周知適切に運用しております。

(7) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務について生ずる必要な費用の前払い又は償還請求その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について請求があったときは、速やかに当該費用の支払いを行っております。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員は、代表取締役を含む取締役及び主要な使用人と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を行っております。
- b. 監査等委員会は、監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重するようにしております。
- c. 監査等委員は、その職務の適切な遂行を図るため、必要に応じて、外部の関係情報の収集及び社内外の関係者からの意見聴取を行っております。

(9) 財務報告及び情報開示に係る内部統制の体制

- a. 金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制体制を整備するため、基本方針書を作成し、子会社を含むグループ全体として全社的内部統制並びに重要な業務プロセスの文書化と運用の徹底を図り、自己評価と独立部署による内部統制の評価を行い、期中に発見した要改善事項についての改善を実施しております。当該評価結果を根拠に経営者は「内部統制報告書」を作成し、また、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認を行うこととしております。
- b. 情報開示に関しては、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき社内規程を整備し、適時適切な開示を実施しております。

参考資料「模式図」・巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力対応規程において、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力の事業活動への関与を防止する旨を定め、全社に徹底しております。
- b. 担当部署が、平時から警察、弁護士、地域企業と情報交換を行い緊密な関係を築き、非常時にはこれら関係先へ連絡・相談し、連携を取りながら速やかに適切な対応が出来る体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点において該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示(情報管理)について】

(1) 適時開示体制の整備に向けた取り組み

当社は、投資家の投資判断に著しく影響を及ぼす当社グループの会社情報を適時、適切に開示することを基本姿勢とし、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

また、社内管理体制として、業務執行を担う取締役は、役職員行動規範にて取締役会、執行役員会、本部長会議、事業戦略会議等の機会を通じて事業の状況、経営環境に関する重要な情報を報告することと義務づけております。また、個々の役職員に対しても情報の適時開示(タイムリーディスクロージャー)を周知徹底しております。

(2) 情報管理に係る社内体制

当社は、情報取扱責任部門が当社グループの適時開示業務を担当しており、適時開示に係る社内情報伝達や管理体制の整備等を行っております。また、迅速かつ的確な情報伝達や社内規則の周知徹底等に努め、関係会社を含む当社グループの会社情報については、内部情報管理規程をはじめ機密保持、当該情報の社内外への漏洩防止、インサイダー取引防止等の社内規程を制定し、情報統制を図っております。

(3) 情報開示体制

a. 決定事実に関する情報

情報取扱責任部門は、予め取締役会及び執行役員会の付議事項を入手し、適時開示の対象となる重要事実の有無を判断します。その上で、開示すべき事実があれば直ちに開示資料を作成し、取締役会の了承を得て開示手続きを行います。

b. 発生事実に関する情報

当社グループ内で該当事実が発生した場合、情報取扱責任部門へ直ちに報告することとしております。情報取扱責任部門は当該事実が開示事項に該当するか否かを判断し、速やかに公表できる体制を整えております。

c. 決算に関する情報

決算開示資料(決算短信、四半期財務・業績の概況)は、取締役会の了承を得て決算日後45日以内(四半期は30日以内)に公表できる体制を構築しております。

